

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2026年9月24日提出

【発行者名】 大和アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐野 径

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 川根 浩志
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（部分為替ヘッ
ジあり）－ U Sトライアングル －
ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（為替ヘッジな
し）－ U Sトライアングル －
ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド・マネーポート
フォリオ － U Sトライアングル －
※2026年9月29日より、ファンドの名称は「ダイワ米国国債
7－10年ラダー型ファンド（部分為替ヘッジあり）－ U
Sトライアングル －」となります。

【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】 各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限
とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

I. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

「ダイワ米国国債７－１０年ラダー型ファンド（為替ヘッジなし）－ ＵＳトライアングル －」および「ダイワ米国国債７－１０年ラダー型ファンド・マネーポートフォリオ－ ＵＳトライアングル－」について、繰上償還の実施が決定しました。これに伴い、2026年8月10日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項につき、繰上償還に伴う所要の変更等を行なうため、本訂正届出書を提出いたします。

II. 【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

<訂正前>

ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（部分為替ヘッジあり）－ U Sトライアングル －
ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（為替ヘッジなし）－ U Sトライアングル －
ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド・マネーポートフォリオ－ U Sトライアングル－

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとし
ます。

（注2）上記を、それぞれ「部分為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」、「マネーポートフォリオ」
という場合があります。

（注3）「部分為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」を総称して「ラダー型ファンド」という場合が
あります。

（注4）上記の総称を「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド」とします。

<訂正後>

ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（部分為替ヘッジあり）－ U Sトライアングル －

(3) 【発行（売出）価額の総額】

<訂正前>

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限とします。

<訂正後>

10兆円を上限とします。

(5) 【申込手数料】

<訂正前>

<略>

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（注）「マネーポートフォリオ」の受益権の取得申込みは、スイッチング(乗換え)による場合のみ受
付けます。

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該
各ファンドの受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なう
ことをいいます。

- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。



<訂正後>

<略>

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(7) 【申込期間】

<訂正前>

2026年8月11日から2027年2月10日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

<訂正後>

2026年8月11日から2027年2月10日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

ただし「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（為替ヘッジなし）－ U Sトライアングル－」および「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド・マネーポートフォリオ－ U Sトライアングル－」は繰上償還※の実施に伴い、取得の申込みは2026年9月24日までとなります。

※繰上償還について

「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（為替ヘッジなし）－ U Sトライアングル－」および「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド・マネーポートフォリオ－ U Sトライアングル－」は、それぞれ現在受益者が1名であり、その受益者が全口数を換金したい意向があるため、2026年9月28日に繰上償還を実施します。

当ファンドの繰上償還については、法令上の「真にやむを得ない事情が生じている場合」に該当するため、繰上償還を行なうにあたり、書面による決議は行ないません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	年4回	北米		
不動産投信	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 固定型	資産配分	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 変更型	資産配分	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの目的・特色>

ファンドの目的

残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1

米国国債に投資します。

- 残存期間が7年程度から10年程度までの米国国債に投資し、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。

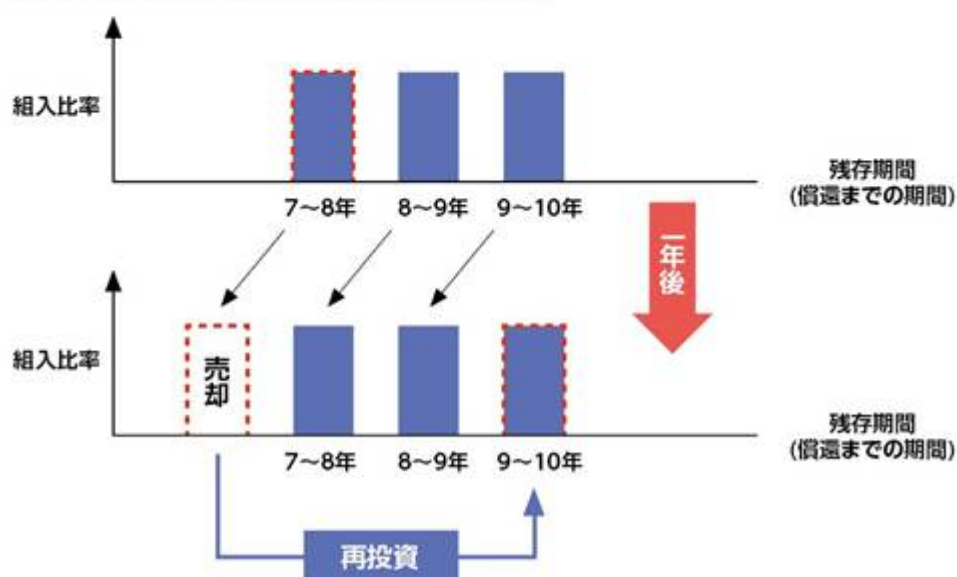
※このような運用手法をラダー型運用といいます。

- 保有実質外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことにより、実質的な円貨比率を70%に近づけることをめざします。

※為替ヘッジしていない部分については、為替変動の影響を受けます。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

当ファンドのラダー型運用のイメージ(例)



上図は当ファンドにおけるラダー型運用の一例であり、実際には上図のとおりにならない場合があります。

ラダー型運用の主な特徴

① 安定した収益性

保有債券の売却が行なわれるつど、その売却代金を、長期債に再投資します。一般に長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。

② 金利変動リスクの分散

金利変動による債券価格への影響は、債券の残存期間により異なります。

残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを分散できると考えられます。

※上記は一般的な特徴を示したものです。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



● マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。

● マザーファンドにおいて、運用効率化のため、債券先物取引等を利用することがあります。

このため、米国国債の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限

● マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

● 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限ります。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

2

毎年2、5、8、11月の各18日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

●分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金——個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）——個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

2015年12月24日

2025年2月11日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

信託期間終了日を2030年11月18日に変更（当初は2025年11月18日）

<訂正後>

2015年12月24日

2025年2月11日

2026年9月28日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

信託期間終了日を2030年11月18日に変更（当初は2025年11月18日）

「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（為替ヘッジなし）－ U Sトライアングル －」、「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド・マネーポートフォリオ － U Sトライアングル －」の信託を終了（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※3）	
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	米国国債など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（2026年5月末日現在）>

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携
2025年 7月 1日	大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<更新後>

① 主要投資対象

USトレジャリー 7－10 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国国債に投資し、残存期間の異なる国債の利息収入を確保するとともに、信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。

(a) 残存期間が7年程度から10年程度までの米国国債に投資し、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。

(b) 運用効率化のため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、米国国債の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。

ニ、保有実質外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことにより、当ファンドの実質的な円貨比率を70%に近づけることをめざします。

※ 保有実質外貨建資産とは、当ファンドが保有する外貨建資産およびマザーファンドが保有する外貨建資産のうち当ファンドに属するとみなした外貨建資産をいいます。

ホ、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

<更新後>

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ、有価証券

ロ、デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲の「(5)投資制限」の⑤、⑥および⑦に定めるものに限りします。

ハ、約束手形

ニ、金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りします。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7.コマーシャル・ペーパー
- 8.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.の証券または証書の性質を有するもの
- 9.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10.投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 13.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15.受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 16.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(4) 【分配方針】

<更新後>

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<更新後>

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、

ロ. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 前ロ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取

引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥ スワップ取引（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ、スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ、において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ、前ハ、においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ、スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ、委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ、金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ、において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ、において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ、前ハ、においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ、為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなし

た額との合計額（以下本ホ. において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ. において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ. 前ホ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑬ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑭ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンド（USトレジャリー 7-10 マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

米国国債を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、米国国債に投資し、残存期間の異なる国債の利息収入を確保するとともに、信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 運用にあたっては、残存期間が7年程度から10年程度までの米国国債に投資し、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。

ハ. 運用効率化のため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、米国国債の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ニ. 米国国債の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。

ホ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)②、③および④に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。また、新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券を含みます。）に限りします。）

5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前6.までの証券の性質を有するもの

8. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本8.において同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限りま。

14. 外国の者に対する権利で前13.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.から前5.までの証券、前8.の証券および前7.の証券のうち前1.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

② 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ、スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ、スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ホ、委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

④ 金利先渡取引および為替先渡取引

イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ、金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ、為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ホ、金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ヘ、委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

3 【投資リスク】

<更新後>

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、為替ヘッジを行なうことにより、実質的な円貨比率を70%に近づけることをめざしますので、為替ヘッジしていない部分については、為替レートの変動の影響を受けます。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

なお、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

①金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け・ご換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

② ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

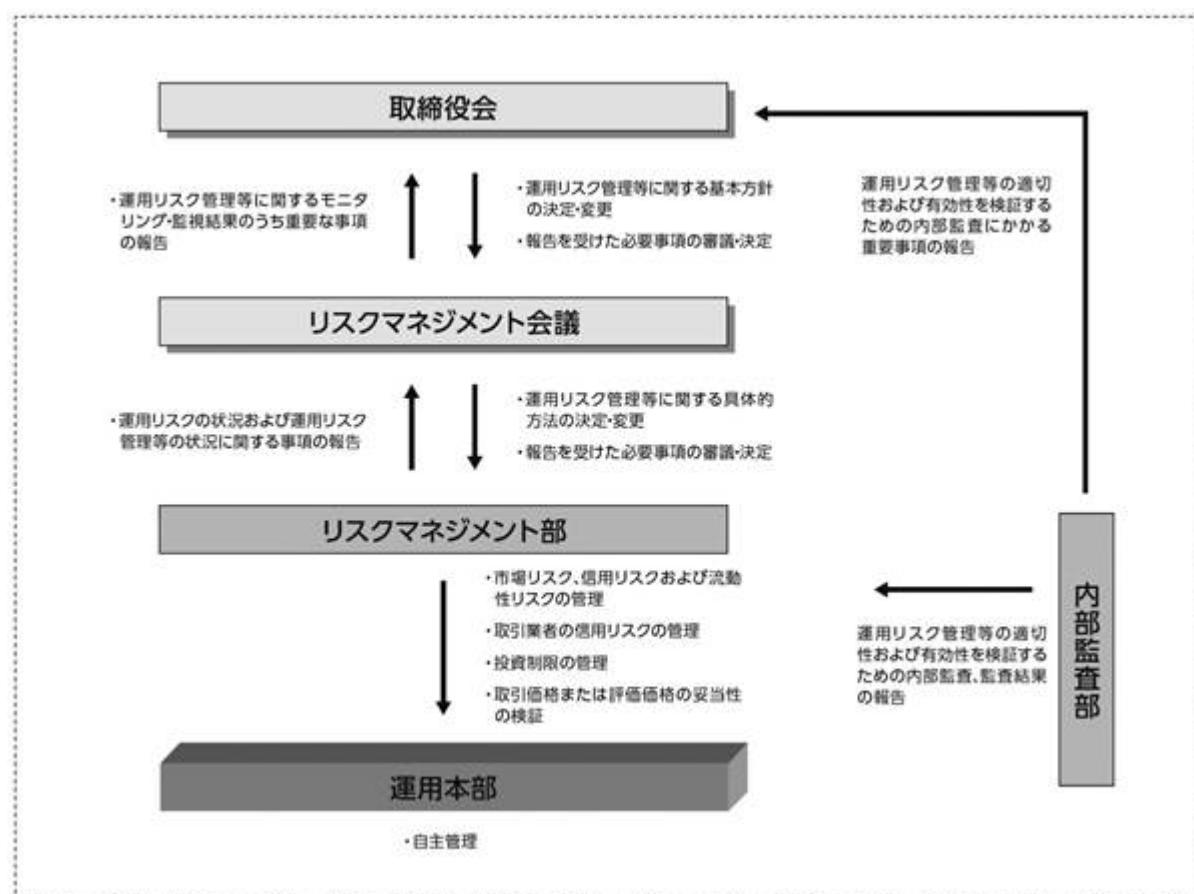
※ 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

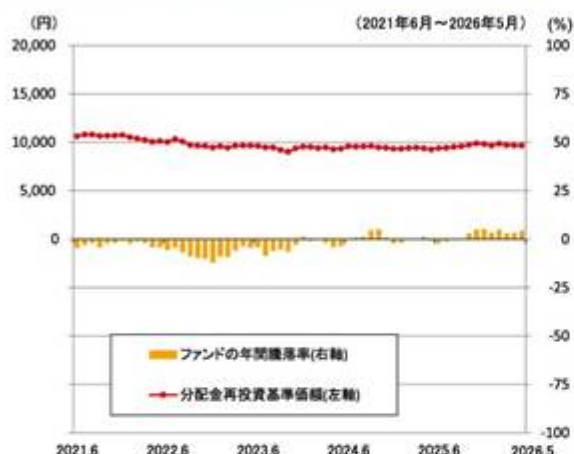
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株 配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。(https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公算利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

<訂正前>

<略>

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注)「マネーポートフォリオ」の受益権の取得申込みは、スイッチング(乗換え)による場合のみ受付けます。

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。



申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

<訂正後>

<略>

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(3) 【信託報酬等】

<更新後>

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.473%（税抜0.43%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.20% （税抜）	年率0.20% （税抜）	年率0.03% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（2026年5月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	39,200,027	99.05
内 日本	39,200,027	99.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	374,327	0.95
純資産総額	39,574,354	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	27,514,473	△69.53
内 日本	27,514,473	△69.53

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】（2026年5月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	USTレジャリー 7ー10 マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	24,901,555	1.5532 38,677,095	1.5742 39,200,027	99.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.05%
合計	99.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2026年6月	売建	173,000	27,423,060	27,514,473	△69.53%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第2特定期間末 (2016年11月18日)	4,135,199,134	4,152,298,214	0.9674	0.9714
第3特定期間末 (2017年5月18日)	5,872,432,189	5,896,648,125	0.9700	0.9740
第4特定期間末 (2017年11月20日)	5,059,033,213	5,080,193,466	0.9563	0.9603
第5特定期間末 (2018年5月18日)	5,679,495,493	5,704,863,981	0.8955	0.8995
第6特定期間末 (2018年11月19日)	5,651,208,072	5,676,326,655	0.8999	0.9039
第7特定期間末 (2019年5月20日)	6,009,216,180	6,034,976,726	0.9331	0.9371
第8特定期間末 (2019年11月18日)	6,265,654,774	6,291,823,852	0.9577	0.9617
第9特定期間末 (2020年5月18日)	6,830,623,289	6,856,990,138	1.0362	1.0402
第10特定期間末 (2020年11月18日)	6,457,648,257	6,483,320,005	1.0062	1.0102
第11特定期間末 (2021年5月18日)	6,164,294,607	6,189,940,149	0.9615	0.9655
第12特定期間末 (2021年11月18日)	6,262,732,320	6,288,571,038	0.9695	0.9735
第13特定期間末 (2022年5月18日)	5,835,839,652	5,861,877,241	0.8965	0.9005
第14特定期間末 (2022年11月18日)	5,951,851,256	5,979,508,291	0.8608	0.8648
第15特定期間末 (2023年5月18日)	5,997,860,482	6,025,744,284	0.8604	0.8644
第16特定期間末 (2023年11月20日)	5,829,314,958	5,857,909,177	0.8155	0.8195
第17特定期間末 (2024年5月20日)	5,597,342,335	5,624,769,519	0.8163	0.8203
第18特定期間末 (2024年11月18日)	5,567,696,860	5,595,365,342	0.8049	0.8089
第19特定期間末 (2025年5月19日)	5,113,382,880	5,139,328,997	0.7883	0.7923
2025年5月末日	5,139,456,704	—	0.7884	—
6月末日	5,211,693,329	—	0.7995	—

7月末日	5,234,393,612	—	0.8030	—
8月末日	5,287,273,350	—	0.8072	—
9月末日	5,326,641,010	—	0.8132	—
10月末日	5,402,924,224	—	0.8248	—
第20特定期間末 (2025年11月18日)	5,383,220,235	5,409,421,457	0.8218	0.8258
11月末日	5,482,530,356	—	0.8330	—
12月末日	1,306,799,284	—	0.8264	—
2026年1月末日	39,947,296	—	0.8136	—
2月末日	40,622,701	—	0.8273	—
3月末日	40,004,429	—	0.8147	—
4月末日	39,896,275	—	0.8125	—
第21特定期間末 (2026年5月18日)	39,148,399	39,344,804	0.7973	0.8013
5月末日	39,574,354	—	0.8060	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第2特定期間	0.0080
第3特定期間	0.0080
第4特定期間	0.0080
第5特定期間	0.0080
第6特定期間	0.0080
第7特定期間	0.0080
第8特定期間	0.0080
第9特定期間	0.0080
第10特定期間	0.0080
第11特定期間	0.0080
第12特定期間	0.0080
第13特定期間	0.0080
第14特定期間	0.0080
第15特定期間	0.0080
第16特定期間	0.0080
第17特定期間	0.0080
第18特定期間	0.0080
第19特定期間	0.0080
第20特定期間	0.0080
第21特定期間	0.0080

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第2特定期間	△3.3
第3特定期間	1.1
第4特定期間	△0.6
第5特定期間	△5.5
第6特定期間	1.4
第7特定期間	4.6
第8特定期間	3.5
第9特定期間	9.0
第10特定期間	△2.1

第11特定期間	△3.6
第12特定期間	1.7
第13特定期間	△6.7
第14特定期間	△3.1
第15特定期間	0.9
第16特定期間	△4.3
第17特定期間	1.1
第18特定期間	△0.4
第19特定期間	△1.1
第20特定期間	5.3
第21特定期間	△2.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第2特定期間	1,176,195,423	500,000,000
第3特定期間	1,779,213,812	0
第4特定期間	961,332,677	1,725,253,416
第5特定期間	1,251,305,657	199,246,881
第6特定期間	51,520,247	113,996,417
第7特定期間	160,490,652	0
第8特定期間	102,133,186	0
第9特定期間	49,442,626	0
第10特定期間	45,930,897	219,706,186
第11特定期間	47,355,088	53,906,475
第12特定期間	48,294,083	0
第13特定期間	49,717,694	0
第14特定期間	404,861,317	0
第15特定期間	56,691,994	0
第16特定期間	177,604,202	0
第17特定期間	60,235,742	351,994,636
第18特定期間	60,324,656	0
第19特定期間	62,651,349	493,242,577
第20特定期間	63,776,104	0
第21特定期間	31,161,786	6,532,366,041

(参考) マザーファンド

USトレジャリー 7-10 マザーファンド

(1) 投資状況 (2026年5月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		25,590,127,071	98.34
	内 アメリカ	25,590,127,071	98.34
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)		431,122,481	1.66
純資産総額		26,021,249,552	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

為替予約取引（売建）		127,467,600	△0.49
	内 日本	127,467,600	△0.49

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2026年5月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,846,000	98.17 2,166,568,794	99.38 2,193,275,211	4.375000 2036/05/15	8.43
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,830,000	97.77 2,155,331,022	98.79 2,177,779,073	4.250000 2035/05/15	8.37
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,625,000	99.24 2,155,369,953	100.14 2,174,729,114	4.375000 2034/05/15	8.36
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,893,000	95.56 2,116,129,964	96.64 2,140,001,252	4.000000 2035/11/15	8.22
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,532,000	98.08 2,115,647,780	99.03 2,136,051,728	4.250000 2034/11/15	8.21
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,228,000	100.27 2,114,293,386	101.10 2,131,624,524	4.500000 2033/11/15	8.19
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,604,000	96.51 2,092,688,122	97.31 2,110,056,538	3.875000 2033/08/15	8.11
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,702,000	95.67 2,089,592,791	96.58 2,109,466,843	3.875000 2034/08/15	8.11
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,533,900	96.91 2,090,662,821	97.76 2,108,998,751	4.000000 2034/02/15	8.10
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,005,000	100.64 2,086,174,755	101.62 2,106,509,580	4.625000 2035/02/15	8.10
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,522,000	96.39 2,077,466,275	97.48 2,101,044,947	4.125000 2036/02/15	8.07
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	13,354,000	97.64 2,078,431,879	98.68 2,100,589,502	4.250000 2035/08/15	8.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	98.34%
合計	98.34%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2026年6月	売建	800,000	127,464,000	127,467,600	△0.49%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

[次へ](#)

(参考情報) 運用実績

●ダイワ米国国債7-10年ラダー型ファンド(部分為替ヘッジあり) - USトラライアングル -

2026年5月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	8,060円
純資産総額	39百万円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.3%
3カ月間	-2.1%
6カ月間	-2.3%
1年間	4.3%
3年間	-0.0%
5年間	-8.4%
設定来	-3.4%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 160円 設定来分配金合計額: 1,640円

決算期	第31期 23年8月	第32期 23年11月	第33期 24年2月	第34期 24年5月	第35期 24年8月	第36期 24年11月	第37期 25年2月	第38期 25年5月	第39期 25年8月	第40期 25年11月	第41期 26年2月	第42期 26年5月
分配金	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率	
外国債券	12	97.4%	日本円	71.4%	直接利回り(%)	4.3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2036/05/15	8.3%
			米ドル	28.6%	最終利回り(%)	4.4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2035/05/15	8.3%
コール・ローン、その他		2.6%			修正デュレーション	7.1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2034/05/15	8.3%
合計	12	100.0%			残存年数	8.6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2035/11/15	8.1%
債券種別構成	比率				格付別構成	比率	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2034/11/15	8.1%
国債	97.4%				AAA	100.0%	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2033/11/15	8.1%
					AA	-	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2033/08/15	8.0%
					A	-	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2034/08/15	8.0%
					BBB	-	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2034/02/15	8.0%
					BB	-	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2035/02/15	8.0%
合計		97.4%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計		81.4%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2026年は5月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワ米国国債7-10年 ラダー型ファンド (部分為替ヘッジあり) － USTライアングル －	0.55%	0.47%	0.08%

※対象期間は2025年11月19日～2026年5月18日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

<更新後>

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

<更新後>

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜更新後＞

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(3) 【信託期間】

＜更新後＞

2015年12月24日から2030年11月18日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（為替ヘッジなし）－USトライアングル－」および「ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド・マネーポートフォリオ－USトライアングル－」

各ファンドは、2026年9月28日をもって繰上償還となる予定です。

なお、信託期間に関する信託約款の規定は、次のとおりとなっています。

2015年12月24日から2030年11月18日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

<更新後>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年11月19日から2026年5月18日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワ米国国債7－10年ラダー型ファンド（部分為替ヘッジあり）－ USトライアングル －

(1) 【貸借対照表】

	前期 2025年11月18日現在 金 額 (円)	当期 2026年5月18日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	114,124,621	841,625
親投資信託受益証券	5,522,244,530	38,677,095
流動資産合計	5,636,369,151	39,518,720
資産合計	5,636,369,151	39,518,720
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	220,342,824	72,980
未払収益分配金	26,201,222	196,405
未払受託者報酬	445,158	3,199
未払委託者報酬	5,935,834	43,015
その他未払費用	223,878	54,722
流動負債合計	253,148,916	370,321
負債合計	253,148,916	370,321
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	6,550,305,586	49,101,331
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△1,167,085,351	△9,952,932
(分配準備積立金)	413,994,590	3,035,687
元本等合計	5,383,220,235	39,148,399
純資産合計	5,383,220,235	39,148,399
負債純資産合計	5,636,369,151	39,518,720

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	前期 自2025年5月20日 至2025年11月18日 金 額 (円)	当期 自2025年11月19日 至2026年5月18日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	212,794	89,829
有価証券売買等損益	609,759,481	71,495,565
為替差損益	△325,791,330	△46,827,596
営業収益合計	284,180,945	24,757,798
営業費用		
受託者報酬	872,083	219,071
委託者報酬	11,628,393	2,921,631
その他費用	238,717	69,848
営業費用合計	12,739,193	3,210,550
営業利益又は営業損失（△）	271,441,752	21,547,248
経常利益又は経常損失（△）	271,441,752	21,547,248
当期純利益又は当期純損失（△）	271,441,752	21,547,248
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	22,360,932
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,373,146,602	△1,167,085,351
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,163,891,644
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	1,163,891,644
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,104,929	5,552,731
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	13,104,929	5,552,731
分配金 ※1	52,275,572	392,810
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,167,085,351	△9,952,932

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2025年11月19日 至2026年5月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2025年11月18日現在	当期 2026年5月18日現在
1. ※1 期首元本額	6,486,529,482円	6,550,305,586円
期中追加設定元本額	63,776,104円	31,161,786円
期中一部解約元本額	- 円	6,532,366,041円
2. 特定期間末日における受益権の総数	6,550,305,586口	49,101,331口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,167,085,351円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,952,932円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2025年5月20日 至2025年11月18日	当期 自2025年11月19日 至2026年5月18日
※1 分配金の計算過程	(自2025年5月20日至2025年8月18日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(47,577,840円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(185,768,732円)及び分配準備積立金(368,724,298円)より分配対象額は602,070,870円(1万口当たり923.62円)であり、うち26,074,350円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	(自2025年11月19日至2026年2月18日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,748円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,460,670円)及び分配準備積立金(3,081,751円)より分配対象額は4,554,169円(1万口当たり927.50円)であり、うち196,405円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

	（自2025年8月19日至2025年11月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（49,968,024円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（188,576,766円）及び分配準備積立金（390,227,788円）より分配対象額は628,772,578円（1万口当たり959.91円）であり、うち26,201,222円（1万口当たり40円）を分配金額としております。	（自2026年2月19日至2026年5月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（334,998円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,460,670円）及び分配準備積立金（2,897,094円）より分配対象額は4,692,762円（1万口当たり955.73円）であり、うち196,405円（1万口当たり40円）を分配金額としております。
--	--	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2025年11月19日 至2026年5月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。外貨建資産について為替変動リスクを回避することを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2026年5月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
-----------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2025年11月18日現在	当期 2026年5月18日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	398,245,700	316,250
合計	398,245,700	316,250

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	前期 2025年11月18日現在				当期 2026年5月18日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	3,655,200,272	-	3,875,543,096	△220,342,824	27,350,080	-	27,423,060	△72,980
アメリカ・ドル	3,655,200,272	-	3,875,543,096	△220,342,824	27,350,080	-	27,423,060	△72,980
合計	3,655,200,272	-	3,875,543,096	△220,342,824	27,350,080	-	27,423,060	△72,980

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自2025年11月19日 至2026年5月18日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 2025年11月18日現在	当期 2026年5月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8218円 (8,218円)	0.7973円 (7,973円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	USトレジャリー 7-10 マザー ファンド	24,901,555	38,677,095	
親投資信託受益証券 合計			38,677,095	
合計			38,677,095	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(参考)

当ファンドは、「USトレジャリー 7-10 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「USトレジャリー 7-10 マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年11月18日現在 金 額 (円)	2026年5月18日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	873,661,384	270,880,098
コール・ローン	1,117,651,161	84,044,341
国債証券	29,564,911,995	25,463,674,839
派生商品評価勘定	2,117,300	-
未収入金	2,301,067,227	-
未収利息	140,769,302	136,269,780
前払費用	15,438,467	4,779,495
流動資産合計	34,015,616,836	25,959,648,553
資産合計	34,015,616,836	25,959,648,553
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,508	-
未払金	3,527,965,333	-
未払解約金	206,270,752	-
流動負債合計	3,734,240,593	-
負債合計	3,734,240,593	-
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	19,709,748,590	16,714,071,443
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,571,627,653	9,245,577,110
元本等合計	30,281,376,243	25,959,648,553
純資産合計	30,281,376,243	25,959,648,553
負債純資産合計	34,015,616,836	25,959,648,553

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2025年11月19日 至2026年5月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 為替予約取引
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年11月18日現在	2026年5月18日現在
1. ※1 期首 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 期末元本額の内訳 ファンド名 U S トレジャリー 7－10 年 ラダー 2021-05（為替ヘッジあり／適格機関投資家専用） 先進国株式・米国国債バランス ファンド2021-06（適格機関投資家専用） U S トレジャリー 7－10 オープン（為替ヘッジなし／適格機関投資家専用） U S トレジャリー 7－10 オープン2（為替ヘッジあり／適格機関投資家専用）	2025年5月20日 15,249,311,853円 5,225,857,111円 765,420,374円 251,267,811円 3,247,435,544円 2,116,269,698円 7,998,529,778円	2025年11月19日 19,709,748,590円 3,386,803,712円 6,382,480,859円 239,934,225円 3,134,639,638円 3,307,387,911円 7,678,741,575円

USトレジャリー 7-10 （為替ヘッジなし／適格機関投資家専用）2017-06	440,242,040円	349,665,996円
ダイワ米国国債7-10年ラダー型ファンド（部分為替ヘッジあり）－USトライアングル－	3,594,275,274円	24,901,555円
ダイワ米国国債7-10年ラダー型ファンド（為替ヘッジなし）－USトライアングル－	813,680円	806,547円
米国国債7-10年 動的為替ヘッジ戦略ファンド（適格機関投資家専用）	2,002,817円	1,960,577円
米国国債7-10年ラダー・ファンド2025-08（ヘッジ比率月次見直し型／適格機関投資家専用）	2,058,911,948円	1,976,033,419円
計	19,709,748,590円	16,714,071,443円
2. 期末日における受益権の総数	19,709,748,590口	16,714,071,443口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2025年11月19日 至2026年5月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2026年5月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月18日現在	2026年5月18日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	557,187,598	△862,657,489
合計	557,187,598	△862,657,489

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2025年11月18日現在				2026年5月18日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	1,000,300,008	-	1,002,412,800	2,112,792	-	-	-	-
アメリカ・ドル	1,000,300,008	-	1,002,412,800	2,112,792	-	-	-	-
合計	1,000,300,008	-	1,002,412,800	2,112,792	-	-	-	-

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日
の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2025年11月18日現在	2026年5月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5364円 (15,364円)	1.5532円 (15,532円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	3.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330515	14,220,000.000	13,325,135.400	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330815	13,934,000.000	13,447,842.740	
		4.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20331115	13,228,000.000	13,264,906.120	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20340215	13,861,900.000	13,434,537.620	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20340515	13,375,000.000	13,274,687.500	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20340815	14,029,000.000	13,422,806.910	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20341115	13,532,000.000	13,273,403.480	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20350215	13,315,000.000	13,400,482.300	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20350515	13,578,000.000	13,276,161.060	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20350815	13,707,000.000	13,384,611.360	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20351115	13,893,000.000	13,276,428.660	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20360215	13,879,000.000	13,377,968.100	
	アメリカ・ドル 小計			160,158,971.250 (25,463,674,839)	
国債証券 合計			25,463,674,839 [25,463,674,839]		
合計			25,463,674,839 [25,463,674,839]		

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 12銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年5月29日

I	資産総額	39,744,427円
II	負債総額	170,073円
III	純資産総額（I－II）	39,574,354円
IV	発行済数量	49,101,331口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.8060円

（参考）USトレジャリー 7－10 マザーファンド

純資産額計算書

2026年5月29日

I	資産総額	26,310,253,152円
II	負債総額	289,003,600円
III	純資産総額（I－II）	26,021,249,552円
IV	発行済数量	16,529,901,165口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.5742円